

## 市川市役所第1庁舎観葉植物賃貸借仕様書

1. 件名 市川市役所第1庁舎観葉植物賃貸借
2. 賃貸借期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日
3. 契約形態 リース契約
4. 納入期限 令和6年6月1日
5. 担当部署 市川市管財部管財課
6. 賃貸借物件 観葉植物及び鉢カバー
  - Sサイズ（20 cm～50 cm）：34鉢（ポトス又はこれに類するもの）
  - Mサイズ（60 cm～120 cm）：35鉢（ホンコンカポック又はこれに類するもの）
  - Lサイズ（130 cm～180 cm）：4鉢（ソングオブジャマイカ又はこれに類するもの）
7. 納入場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎
8. 設置場所 市川市役所第1庁舎内で市川市が指定するところ
9. 賃貸借期間満了後について  
賃貸借期間の満了後、市川市から指示があった場合には、賃貸人の負担により賃貸借物件の全てを撤収すること。
10. 秘密の保持  
賃貸人は、この作業によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様である。
11. 権利義務の譲渡の禁止  
この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。
12. その他
  - (1) 本仕様、図面の定めがない事項については、逐次、市川市、賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。
  - (2) 契約の履行上疑義が生じた場合には、市川市と協議の上、その指示に従うこと。
  - (3) 搬入、搬出は、窓口や市民の活動に影響のない時間帯に安全に行うこと。  
また、その際には、発注者に事前に連絡し、入館立ち入り等の許可を取ること。  
メンテナンスに伴うゴミなどは、持ち帰ること。
  - (4) 設置完了時に、設置状況の写真及び植栽一覧表を提出すること。
  - (5) 毎月2回のメンテナンス（剪定・葉の洗浄・水遣り・病害虫予防など）を行うこと。枯れ、虫食い等が生じた観葉植物（リース）は、交換を実施すること。